

北上地区消防組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年12月13日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者

北上地区消防組合規則第15号

北上地区消防組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、消防長とし、消防長が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。